

かごしまエコファンド制度プロジェクト特約 (クレジットプロジェクト用)

(特約適用者の範囲)

第1条 本特約は、かごしまエコファンド制度実施要綱に定められたプロジェクト「間伐活動」及びプロジェクト「植栽活動」を計画の上で、鹿児島県によりプロジェクト登録を受けたプロジェクト事業者に対して適用され、本特約を遵守する義務を持つ。

(プロジェクト事業者の義務)

第2条 プロジェクト事業者は、かごしまエコファンド制度利用約款（以下「本約款」という。）の定めを遵守するとともに、これに加えて、当該プロジェクト登録日以降、5年間、当該プロジェクトが実施された対象地において、人為的な土地転用及び主伐等温室効果ガス吸収効果を消失させる行為を行ってはならない。

(プロジェクトにおける違約事象)

第3条 本特約においては、次の各号に掲げる事象を違約事象として取り扱う。

- (1) プロジェクト事業者が、登録を受けたプロジェクトと異なる人為的な土地転用・主伐を行うことにより、温室効果ガス吸収効果が消失した場合
- (2) 当該プロジェクトが、プロジェクト申請時におけるプロジェクトの基準を満たさなくなった場合
- (3) プロジェクトが実施された対象地に係る森林経営計画等の認定が取り消された若しくは認定が継続されなかった結果、当該クレジットにおける温室効果ガス吸収量の永続性が確保できなくなった場合
- (4) その他、プロジェクトが実施される対象地において森林の持続的な管理を怠り、温室効果ガス吸収効果を著しく損ねた場合

(違約時の補填義務)

第4条 前条に規定する違約事象が生じた場合には、プロジェクト事業者は、当該違約事象に係る既に発行されたクレジットを対象に、温室効果ガス吸収効果消失分に相当する量のクレジットを第5条に定める方法により補填しなければならない。

2 鹿児島県により補填請求があった場合は、プロジェクト事業者は40日以内にかかる義務を履行しなければならない。

3 鹿児島県による補填請求後、40日以内に義務が履行されなかった場合は、当該プロジェクト事業者の氏名等を公表する。

(補填方法)

第5条 前条におけるプロジェクト事業者の補填は、第3条に掲げる違約事象を生じたプロジェクトから発行されたクレジットが第三者に移転される前であれば、プロジェクト

事業者が所有する当該クレジットを県が強制的に無効化することによって行うものとする。

- 2 前項による無効化量では、補填に必要なクレジット量が不足する場合、当該プロジェクト事業者は、当該不足分を上回る量のクレジット量の県が適当と認める吸収量等クレジットを調達しなければならない。

附 則

この特約は、平成 23 年 3 月 29 日から施行する。

附 則

この特約は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。